

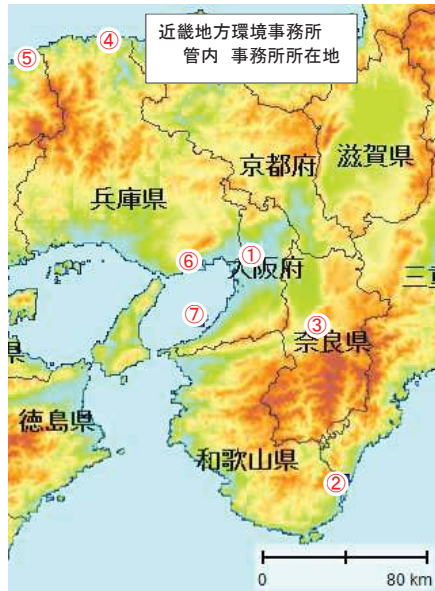
組織名	環境省 近畿地方環境事務所
------------	----------------------

組織情報

所在地 (代表組織)	大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階	
サイトアドレス	http://kinki.env.go.jp/	
連絡先	電話	06-4792-0700
	FAX	06-4790-2800

組織概要

管轄・組織体制など



近畿地方環境事務所は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の全域と、三重県のうち吉野熊野国立公園の範囲、鳥取県のうち山陰海岸国立公園の範囲を管轄しています。

①近畿地方環境事務所

大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階

②熊野自然保護官事務所

和歌山県新宮市緑ヶ丘2-4-20

③吉野自然保護官事務所

奈良県吉野郡吉野町上市2294-6

④竹野自然保護官事務所

兵庫県豊岡市竹野町竹野3662-4

⑤浦富自然保護官事務所

鳥取県岩美郡岩美町浦富字出逢1098-3

⑥神戸自然保護官事務所

神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎7階

⑦南大阪自然保護官事務所

大阪府泉南市泉州空港南1 関西空港地方合同庁舎3階

所掌事務・担当業務

近畿地方環境事務所は大阪市に所在し、内部組織として総務課、廃棄物・リサイクル対策課、環境対策課、国立公園・保全整備課、野生生物課の5課、吉野、熊野、竹野、浦富、神戸、南大阪、大阪の7自然保護官事務所が置かれ、各業務を担当しています。

総務課

地方環境事務所の庶務及び予算決算並びに所掌業務に関する総合調整に関すること。

廃棄物・リサイクル対策課

廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関すること。資源の再利用の促進に関すること。特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規正に関すること。

環境対策課

環境の保全に関する重要事項(自然環境の保護及び整備に関するものを除く。)の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

国立公園・保全整備課

自然環境が優れた地域における自然環境の保全に関すること。自然公園の保護及び整備に関すること。自然環境の利用のための活動増進に関すること。

野生生物課

野生動植物の種の保存に関すること。野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。特定外来生物に関すること。生物の多様性の確保に関すること。

熊野自然保護官事務所

熊野地区の自然保護に関する事務の処理に関すること。

(吉野熊野国立公園(和歌山県地域、三重県地域)、国指定大台山系鳥獣保護区(三重県地域))

吉野自然保護官事務所

吉野地区の自然保護に関する事務の処理に関すること。

(吉野熊野国立公園(奈良県地域)、国指定大台山系鳥獣保護区(奈良県地域))

竹野自然保護官事務所

竹野地区の自然保護に関する事務の処理に関すること。

(山陰海岸国立公園(京都府地域、兵庫県地域) 大岡アベサンショウウオ生息地保護区、善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区)

浦富自然保護官事務所

浦富地区の自然保護に関する事務の処理に関すること。

(山陰海岸国立公園(兵庫県地域の一部、鳥取県地域))

大阪自然保護官事務所

大阪地域の自然保護に関する事務の処理に関すること。

(瀬戸内海国立公園(和歌山県地域))

神戸自然保護官事務所

神戸地区の自然保護に関する事務の処理に関すること。

(瀬戸内海国立公園(兵庫県地域)、国指定浜甲子園鳥獣保護区)

南大阪自然保護官事務所

関西国際空港における外来生物の輸入規制に関すること。

組織名 環境省 近畿地方環境事務所

防災に関する取組など

1. 災害等廃棄物処理事業

地震、台風等の被災及び海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金(災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用に対する補助)」により被災市町村を支援。

概要

①事業主体

市町村(一部事務組合、広域連合を含む)

②対象事業

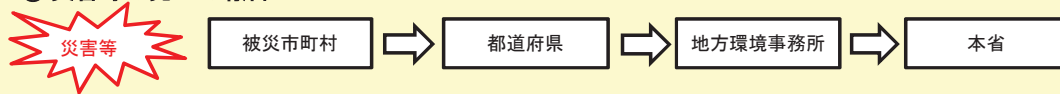
市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。

特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

●災害等発生から本省への報告【通常災害及び東日本大震災】

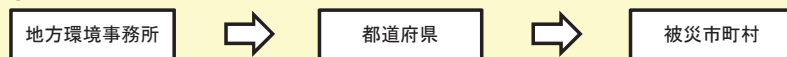
地方環境事務所(以下「地方事務所」という。)は、管轄地域において台風・地震等の災害または大量の漂着ごみ被害により、災害等廃棄物の発生や廃棄物処理施設が被災した場合、若しくは、それらが予想される場合において、以下のとおり対応。

① 災害等の発生の報告



都道府県から被災市町村における災害等廃棄物や廃棄物処理施設の状況について情報を収集し、環境本省へ電話連絡。

②被災状況の把握依頼



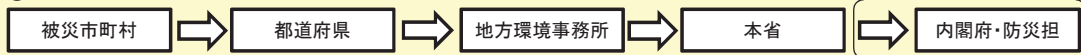
都道府県に対し災害等廃棄物や廃棄物処理施設における、詳細な被災状況についての把握を依頼。

③災害時の現地調査

災害の規模や災害廃棄物の発生または廃棄物処理施設の被災などの状況に応じて、速やかに現地に赴き情報収集を実施。(特に大規模な災害の場合には、人命や財産が脅かされている中、災害廃棄物や廃棄物処理施設の被災について情報収集することとなるため、現場を混乱させないように注意。)

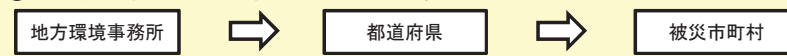
都道府県間における広域的な支援の必要性についても確認。

④被災状況の把握・報告



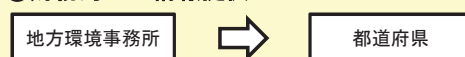
災害の規模や災害廃棄物の発生または廃棄物処理施設の被災などの状況に応じて、速やかに現地に赴き情報収集を実施。(特に大規模な災害の場合には、人命や財産が脅かされている中、災害廃棄物や廃棄物処理施設の被災について情報収集することとなるため、現場を混乱させないように注意。)

⑤災害廃棄物処理事業報告等の作成依頼



災害廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況を踏まえ、都道府県に対し「災害等廃棄物処理事業の報告」等の作成を依頼。

⑥財務局への情報提供



被災状況がまとまり、災害査定を行う市町村や申請額が概ね確認できた時点で、立会を所管する財務局に対して実地調査予定自治体等について情報提供を行う。

2. 飼養動物の保護等に係る支援

災害時における危険動物の逸走対策及び家庭動物等の保護等の活動について、地方公共団体が実施する飼養動物の保護等に係る対策等を支援。

また、船舶からの危険物等の大量流出による著しい海洋汚染により、野生生物への被害が発生した場合には、油が付着した野生生物の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置。

3. 緊急環境モニタリング

必要に応じ地方公共団体との連携も含めた緊急環境モニタリングを実施するとともに、必要な資機材等の地方公共団体間の相互利用の斡旋、調整を行う。